

総合評価賃上げ加点の運用(R8.4～)

- R8年度も政府全体で総合評価賃上げ加点の制度が継続
- 国土交通省発注工事・建設コンサル業務等では、これまでの賃上げ目標を継続

		～R8.3	R8.4～
賃上げ 目標	大企業	3%以上	変更なし ^{※1}
	中小企業等	1.5%以上	変更なし
総合評価における 加点割合 加算点(工事)・技術点(業務)		5%程度 (一般的な工事の場合、3～4点の加点)	<u>3%程度</u> ^{※2} (一般的な工事の場合、2点の加点)

※1 政府全体では大企業が加点対象から除外されるが、国土交通省発注工事・建設コンサル業務等においては、競争の公平性の観点から引き続き大企業を加点対象とする

※2 加点割合はこれまで同様に下限値を採用 【参考】政府全体で加点割合は加算点(工事)・技術点(業務)の3～5%(R7年度までは5～10%)